

訪問看護及び介護予防訪問看護重要事項説明書

1. 訪問看護ステーションの概要

(1) サービス指定業者番号及びサービス提供地域

事業所名	訪問看護ステーションこもれび
事業者番号	2361290204
事業所所在地	名古屋市南区柵下町2丁目3番地
サービス提供エリア	名古屋市緑区・瑞穂区・南区・港区
営業日	月～日曜日まで 9時～18時 ※ただし祝日及び12/29～1/3までを除く
電話番号	052-883-8811
FAX番号	052-602-7822

(2) 職員体制

看護師	1名（常勤職員、管理者と兼務）
看護師	3名以上
理学療法士	1名以上
作業療法士	1名以上
言語聴覚士	1名以上

(3) 訪問看護提供日時

日時：月曜日～日曜日 9：00～18：00

予定の訪問日時は、緊急時の対応等により、予定通りに訪問できない場合もございます。その際は事前に連絡して調整を図ります。

訪問予定変更の希望は、事前にご連絡ください。

2. 運営方針

- (1) 訪問看護の提供にあたって、訪問看護ステーションこもれびは、要介護者及び要支援者の心身の特徴を踏まえて日常生活の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した療養生活ができるよう支援します。
- (2) 居宅介護支援事業者、地域包括支援事業所、訪問診療、他の在宅サービス提供者及び市区町村等、他事業者と綿密な連携を取り、総合的なサービスの提供に努めます。

3. 利用料

介護保険・医療保険ともに、関係法令に定められた料金の一部をご負担いただきます。特別な申し立てがない場合は、すべての保険対象サービス、加算項目、保険外サービス費用について同意したものとします。

(1) 介護保険

以下に記載の利用者負担額を頂きます。

保険対象サービス	単位数	利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
20分未満 (介)	314単位	3,469円	347円	694円	1,041円
(予)	303単位	3,348円	335円	670円	1,005円
30分未満 (介)	471単位	5,204円	521円	1,041円	1,562円
(予)	451単位	4,983円	499円	997円	1,495円
30分以上60分未満(介)	823単位	9,094円	910円	1,819円	2,729円
(予)	794単位	8,773円	878円	1,755円	2,632円
1h以上1h半未満(介)	1128単位	12,464円	1,247円	2,493円	3,740円
(予)	1090単位	12,044円	1,205円	2,409円	3,614円
理学療法士、作業療法士言語聴覚士による訪問	294単位介 一回に付	3,248 一回に付	325 一回に付	650 一回に付	975 一回に付
理学療法士、作業療法士言語聴覚士による訪問	284単位予 一回に付	3,138 一回に付	314 一回に付	628 一回に付	942 一回に付
退院時共同指導加算※1	600単位	6,630円	663円	1,326円	1,989円
初回加算 (I) ※2	350単位	3,867円	387円	774円	1,161円
初回加算 (II)	300単位	3,315円	332円	663円	995円
特別管理加算 (I) ※3	500単位	5,525円	553円	1,105円	1,658円
特別管理加算 (II) ※4	250単位	2,762円	277円	553円	829円
ターミナルケア加算※5	2500単位	27,625円	2,763円	5,525円	8,288円
緊急時訪問看護加算 (I)	600単位	6,630円	663円	1,326円	1,989円
緊急時訪問看護加算 (II)	574単位	6,342円	635円	1,269円	1,903円
サービス提供体制強化加算	3単位	33円	4円	8円	12円

1単位=11.05円 (名古屋市)

早朝 (6~8時)、夜間 (18時~22時) は所定料金の25%加算

深夜 (22~6時) は所定料金の50%を加算

※サービス提供体制強化加算 リハビリ20分3単位 ナース1回3単位

※1

病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中若しくは入所中の者に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合

退院又は退所後の訪問看護の際に、1回（特別な管理を要する者である場合、2回）まで算定できること

※2

新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合

初回の訪問看護を行った月に算定する

退院時共同指導加算を算定する場合は、算定できない

※3

在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること

※4

在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態等であること

※5

死亡日及び死亡日前日14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合

(2) 医療保険

以下に記載する基本料金と病状加算料金のうち、利用者負担額を頂きます。

利用者負担額は、保険種別・所得に応じて異なります。

1. 訪問看護基本療養費・精神科看護基本療養費

	週3日目まで	週4日目以降
訪問看護基本療養費Ⅰ	5,550円	6,550円
訪問看護基本療養費Ⅱ	5,550円	6,550円

2. 訪問看護管理療養費・精神科看護基本療養費

a) 安全管理に対する基本的な考え方、事故発生時の対応方法等が、文章化されていること、事故、インシデント等が報告され、その文責に対する改善策が実施される体制が整備されていることによる加算を頂きます。

月初めの訪問：7,670円

月の2日目以降の訪問：訪問看護管理療養費1 3,000円

訪問看護管理療養費2 2,500円

b) 医療

夜間・早朝訪問看護加算 2,100円/回

深夜訪問看護加算 4,200円/回

3. 病状加算

難病等複数回訪問加算（1日2回）	4,500円
難病等複数回訪問加算（1日3回）	8,000円
長時間訪問看護加算（週1回に付）	90分を超える場合
特別管理加算※1	I：5,000円 II：2,500円
ターミナル療養費	I 25,000円 II 10,000円
情報提供療養費	1,500円
緊急訪問看護加算	a) 2,650円 b) 2,000円
24時間対応体制加算	6,520円
退院時共同指導加算	8,000円
退院支援指導加算	6,000円
在宅患者連携指導加算	3,000円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000円
複数名訪問看護加算（週1回に付）	4,500円
複数名看護加算（算定回数に制限なし）	1回3,000円 2回6,000円 3回以上 10,000円 /1日につき

※1 Iに該当する者

- ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理料又は在宅気管切開患者指導管理料を受けている状態
- ② 気管カニューレ又は留置カテーテルを使用している状態
IIに該当する者
- ① 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している利用者
- ② ドレーンチューブを使用している状態にある利用者
- ③ 人工肛門または人口膀胱を設置している状態にある利用者
- ④ 在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理、在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅人工呼吸指導管理を行っている利用者

(3) 保険適用外サービス

各種保険サービスの他、以下記載の全額自己負担サービスの料金負担額を頂きます。

サービス名称	内容	利用者負担額(円)
保険外訪問看護	30分未満	4,600円
	60分未満	9,000円
時間外訪問看護	平日営業時間外(6～9時、18時～22時)訪問1回に付	2,000円
	平日営業時間外(22時～翌6時)訪問1回に付	4,000円
	休日訪問1回に付	4,000円
日常生活物品	オムツ、衛生材料等利用者のケアに必要な物品	実費
キャンセル料 ※1	サービス利用日の前日午後6時までご連絡	料金の50%
	サービス利用当日のご連絡またはご連絡のない場合	料金の100%
交通費	高速道路利用時	実費
	実施域を超えた地点から片道5キロメートル以上	500円
駐車場代	駐車場がない場合 (実施域外を超えた範囲)	実費
死後処理料	死後の処置	5,000円

※1 利用者の容体急変など、緊急且つやむを得ない事情が認められる場合は、キャンセル料は頂きません。

4. 複数ステーションの利用について(医療保険)

月内で1か所の訪問看護ステーションを利用された場合は、医療保険での算定となりますが、複数のステーションで訪問看護を利用された場合は、2か所目以降のサービスは下記記載の場合を除き全額自己負担となります。

- 一 特別訪問看護指示書が交付され、指示期間中週4日以上訪問看護が計画されている利用者(2か所目まで保険適応)
- 二 厚生労働大臣が定める疾患等(脊髄小脳変性症、筋萎縮性側索硬化症等)である利用者(2か所目まで保険適応)
- 三 厚生労働大臣が定める疾患等に当たり、週7日の訪問看護が計画されている利用者(3か所目までは保険適応)

5. 訪問看護情報療養費について(医療保険)

緊急時の支援等を円滑に受けていただけるよう、当訪問看護ステーションより各市区町村の保健所へ情報提供をさせていただくことがあります。自己負担金は発生致しません。

6. お支払いについて

口座振替もしくはお振込みでお願い致します。

お振込み先につきましては改めて書面にてお渡し致します。

7. 緊急時等における対応法

看護職員等は訪問看護の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び登録頂いた緊急連絡先に連絡又は、適切な処置を行うものとします。

利用者に係る主治医、ご家族等、居宅介護支援事業所（包括支援センター）へ連絡する等必要な措置を講じるものとします。

救急車又は、ご家族の自家用車、タクシー等による病院搬送時に当事業所の看護職員が同伴することは出来ません。

8. その他の留意事項

契約で定められた業務以外の事項を当従業員に依頼することは出来ません。

利用者の身体状況と、訪問看護ステーションこもれびに従事するスタッフ全員で把握し、総括的なサポート体制と緊急対応とするため、専任のスタッフのみで訪問することはできません。

訪問予定時間は、交通事情等により、ずれが発生することがあります。

やむを得ない事情により、当日訪問が困難になった場合には、事前に訪問看護ステーションこもれびよりご連絡させていただくこととします。

9. サービス提供の際の事故及びトラブルを避けるため、次の事項にご留意下さい
- (1) サービス従事者は、現金・預金通帳・キャッシュカード・印鑑・年金証書その他の有価証券等はお預かりすることはできません。
 - (2) 現金や貴重品は室内に放置せず、目につかない場所や金庫に保管してください。
 - (3) 利用者及びその家族は、利用者の居宅においてサービスを実施するために必要な電気・ガス・水道等をサービス従事者に無償で許可するものとします。
 - (4) 定期訪問以外は、急変時等の緊急訪問に限ります。

10. 相談・苦情・申し立て窓口

サービスに関する相談、苦情は下記の窓口で対応します。

当ステーション窓口

訪問看護ステーションこもれび

担当者 有馬 広美（管理者）

電話 052-883-8811

公的機関

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

電話 052-959-2592

愛知県国民健康保険団体連合会苦情調査係

電話 052-971-4165

サービスの締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

説明者：有馬 広美

令和 年 月 日